

令和元年 9 月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(令和元年9月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 55 号	湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例制定について
議案第 56 号	湖西市立認定こども園条例制定について
議案第 57 号	湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 58 号	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
議案第 59 号	湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 60 号	湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
議案第 61 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 62 号	新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の一部を改正する条例制定について
議案第 63 号	湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 64 号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 65 号	湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 66 号	湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について
議案第 67 号	湖西市水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 68 号	湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第 69 号	令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 70 号	令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 71 号	令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 72 号	令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 73 号	平成 30 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 74 号	平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 75 号	平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 76 号	平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 77 号	平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について
議案第 78 号	平成 30 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 79 号	平成 30 年度湖西市病院事業会計決算認定について

日程第 1

会議録署名議員の指名

6 番 菅 沼 淳

7 番 土 屋 和 幸

令和元年 9 月 2 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 10 月 2 日までの 31 日間とする。

令和元年 9 月 2 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

議案第 55 号

湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例制定について

湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 30 条の 11 第 1 項の規定による施設等利用費の支給の対象となる改正法附則第 4 条第 1 項の規定により支援法第 7 条第 10 項第 4 号に掲げる施設とみなされる施設（次条において「認可外保育施設」という。）の範囲を限定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定)

第 2 条 改正法の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、認可外保育施設

に係る支援法第 30 条の 11 第 1 項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次条に規定する基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(条例で定める基準)

第 3 条 改正法附則第 4 条第 2 項に規定する市町村の条例で定める基準は、支援法第 7 条第 10 項第 4 号の内閣府令で定める基準とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

湖西市立認定こども園条例制定について

湖西市立認定こども園条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立認定こども園条例

(設置)

第 1 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条 7 項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 幼保連携型認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
幼保連携型認定こども園湖西市立新居幼稚園	湖西市新居町新居1730番地	275人

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開園日 前条の幼保連携型認定こども園（以下「市立認定こども園」という。）における教育課程に係る教育を実施する日
- (2) 休園日 市立認定こども園における教育課程に係る教育を実施しない日
- (3) 休日等 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、土曜日、日曜日並びに 8 月 13 日から 8 月 15 日まで及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

- (4) 長期休園日 市立認定こども園における学年始、夏季、冬季又は学年末の休園日（休日等を除く。）
- (5) 非在籍児 市立認定こども園を利用する日の属する年度の初日の前日に 3 歳以上の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。）であって、同法第 7 条第 4 項の教育・保育施設及び認可外保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。）のいずれにも在籍しておらず、かつ、法第 7 条第 5 項の地域型保育を利用していないもの
- (6) 園児 市立認定こども園に在籍する法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
- (7) 幼稚園児 湖西市学校設置条例（昭和 39 年湖西市条例第 24 号）別表第 3 に規定する幼稚園に在籍する園児

（保育料）

第 4 条 市立認定こども園の保育料の額は、湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 13 号）に定める利用者負担額とする。

（延長保育料）

第 5 条 市立認定こども園の延長保育料（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量を超えて保育を利用した場合に係る利用料をいう。第 7 条において同じ。）の額は、認定を受けた保育必要量を超え利用した時間 30 分につき 100 円とする。

（一時預かり（幼稚園型）保育料）

第 6 条 市長が規則で定める市立認定こども園において、次に掲げる一時預かり（幼稚園型）（市立認定こども園における教育課程に係る教育時間終了後等の保育を必要とする者に対する教育活動をいう。以下同じ。）を実施する。

- (1) 園児に対し、当該園児が在籍する市立認定こども園において当該市立認定こども園の開園日の教育時間終了後に行う一時預かり（幼稚園型）（以下「開園日一時預かり」という。）
- (2) 園児及び幼稚園児に対し、長期休園日に行う一時預かり（幼稚園型）（以下「長期休園日一時預かり」という。）
- (3) 非在籍児に対し、開園日の教育時間に行う一時預かり（幼稚園型）（以下「非在籍児一時預かり」という。）

2 開園日一時預かりの対象者は、保護者の就労、疾病、家庭の事情等により開園日一時預かりを必要とする園児（開園日一時預かりを実施する市立認定こども園に在籍する者に限る。）とする。

- 3 長期休園日一時預かりの対象者は、保護者の就労、疾病、家庭の事情等により長期休園日一時預かりを必要とする園児又は幼稚園児（学年始休園日に行う長期休園日一時預かりにあつては、当該長期休園日一時預かりを実施する日の属する年度の初日の前日における年齢が3歳である者を除く。）とする。
- 4 非在籍児一時預かりの対象者は、海外に在留しており、かつ、一時的に湖西市に滞在する非在籍児とする。
- 5 第2項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、一時預かり（幼稚園型）の対象としない。
 - (1) 感染症にかかっていると認められる者
 - (2) 負傷又は疾病により入院治療を受ける必要がある者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、一時預かり（幼稚園型）を利用させることが適当でないとして一時預かり（幼稚園型）を実施する市立認定こども園の園長が認めた者
- 6 一時預かり（幼稚園型）保育料（一時預かり（幼稚園型）を利用した場合に係る利用料をいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

（保育料等の減免）

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより保育料、延長保育料若しくは一時預かり（幼稚園型）保育料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）
- 2 湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年湖西市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第36号を第37号とし、第6号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

 - (6) 幼保連携型認定こども園

（湖西市立学校体育施設使用条例の一部改正）
- 3 湖西市立学校体育施設使用条例（昭和51年湖西市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中

鷺津中学校武道場	1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円
湖西中学校武道場				
岡崎中学校武道場				
岡崎中学校クラブハウス				
新居中学校柔道場				
新居中学校剣道場				
新居幼稚園遊戯室				

を

鷺津中学校武道場	1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円
湖西中学校武道場				
岡崎中学校武道場				
岡崎中学校クラブハウス				
新居中学校柔道場				
新居中学校剣道場				

に改める。

別表（第6条関係）

区分	一時預かり（幼稚園型）保育料
開園日一時預かり	1時間につき 250 円
長期休園日一時預かり	1日につき 1,250 円
非在籍児一時預かり	1日につき 500 円 給食 1回につき 250 円

議案第 57 号

湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立学校設置条例（昭和 39 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例

湖西市立学校設置条例（昭和 39 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

〃	知波田幼稚園	〃	大知波
〃	新居幼稚園	〃	新居町新居

を 「 〃 知波田幼稚園 〃 大知波 」 に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 58 号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部改正)

第 1 条 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例（平成 29 年湖西市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

(湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号中「第 28 条第 4 項の規定」を「第 28 条第 4 項」に、「第 30 条第 4 項の規定」を「第 30 条第 4 項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同項第 10 号とし、同項第 4 号の次に次の 5 号を

加える。

- (5) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (6) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (7) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (8) 市町村民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (9) 負担額算定基準子ども 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第 3 条第 1 項中「良質かつ適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）」を加え、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 9 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」

を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 13 条第 1 項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法」を「満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法」に改め、「（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する市が定める額とする。）」を削り、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第 3 号中「に要する費用（法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ当該（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円

（イ） 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ

(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する
特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ当該(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「第27条第1項の施設型給付費をいう」に改め、「この項において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 19 条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 20 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 21 条第 1 項及び第 2 項ただし書、第 24 条の見出し並びに同条から第 26 条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「、支給認定子ども」を「、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 28 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 30 条第 1 項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第 32 条第 2 項及び第 4 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 34 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 35 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「には特別利用保育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ」を加え、「この章」を「前節」に、「支給認定こども」とある」を「教育・保育給付認定子ども」とある」に、「支給認定こども」とす

る」を「教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」を加え、「この章」を「前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「を1人以上」を「は、家庭的保育事業にあつては1人以上」に改め、「小規模保育事業A型をいう」及び「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加える。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章

において同じ。)」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「事業所内保育事業」の次に「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)」を加え、「であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を削り、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協

力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業所 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第 43 条第 1 項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第 50 条において準用する第 14 条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第 3 号に規定する市が定める額とする。）」を削り、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の

額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定こども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「には特別利用地域型保育を」の次に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）」を、それぞれ」を加え、「第39条第2項及び第40条第2項を除く」を「第40条第2項を除き、前条において準用する第8条

から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。））」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「には特定利用地域型保育を」の次に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ」を加え、「この章」を「この節」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に

限る。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第 2 項中「（法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第 19 条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額」とあるのは「（法附則第 6 条第 3 項の規定により読み替えられた法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則中第 4 項の前の見出し、同項及び第 5 項を削り、第 6 項を第 4 項とする。

附則第 7 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、同項を附則第 5 項とする。

（湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正）

第 3 条 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例

第 1 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「利用者

負担額」という。)」の次に「及び市が設置する特定教育・保育施設の食事の提供に要する費用(以下「給食費」という。)」を加える。

第3条第2項を削り、同条第1項中「利用者負担額」を「法第19条第1項第3号に該当する教育・保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。)に係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

次の教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育認定保護者の利用者負担額は、零とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に該当する教育・保育認定子ども
- (2) 法第19条第1項第2号に該当する教育・保育認定子ども(満3歳に達する日以後の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。次項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。)を除く。)

第4条中「前条第1項」を「第3条第2項」に改め、「(同条第2項に規定する場合においては、国の定める給付単価の額)」を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(給食費)

第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設を利用する前条第1項及び第2項に規定する教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者に対し給食費として月額7,500円を超えない範囲で規則で定める額を徴収する。

本則に次の2条を加える。

(給食費の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表を次のように改める

別表(第3条関係)

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	保育標準 時間認定	保育短時 間認定

第 1 階層	被保護等世帯及び里親世帯		円	円	
第 2 階層	第1階層を除	市町村民税非課税世帯	0	0	
第 3 階層	き、当該年度 の4月分から8	48,600 円未満	ひとり親世帯等	7,800	7,700
			その他世帯	15,600	15,400
第 4-1 階層	月分の利用者 負担額の算定 にあつては前	48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000
			その他世帯	24,000	23,600
第 4-2 階層	年度分の、当 該年度の9月	57,700 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000
			その他世帯	24,000	23,600
第 4-3 階層	分から3月分	77,101 円以上 97,000 円未満	24,000	23,600	
第 5 階層	までの利用者	97,000 円以上 169,000 円未満	35,600	35,100	
第 6 階層	負担額の算定	169,000 円以上 301,000 円未満	48,800	48,000	
第 7 階層	にあつては当	301,000 円以上 397,000 円未満	64,000	63,000	
第 8 階層	該年度分の市 町村民税の額 の区分が右欄 の区分に該当 する世帯	397,000 円以上	80,000	78,600	

備考

- この表における市町村民税の額の区分は、教育・保育認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての市町村民税の額を合算して決定するものとし、所得割（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号の所得割をいい、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 5 項、第 5 条の 5 第 2 項、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 7 条の 3 第 2 項並びに第 45 条の規定は適用せず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。
- 前項の額を算定するに当たっては、教育・保育給付認定保護者が地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていない

が、事実上婚姻関係と同等の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、当該教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、当該教育・保育給付認定保護者を地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、地方税法第 295 条第 1 項第 2 号又は第 314 条の 2 第 1 項第 8 号若しくは第 3 項の規定を適用する。

- 3 この表における「被保護等世帯」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯をいう。
- 4 この表における「里親世帯」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯をいう。
- 5 この表における「ひとり親世帯等」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。
- 6 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が第 3 階層から第 4-1 階層までのいずれかに認定されたその他世帯である場合において、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする者であって、当該教育・保育給付認定保護者に監護され、若しくは監護されていたもの又は当該教育・保育給付認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属が複数人いるときの利用者負担額は、第 2 子を利用者負担額の欄に掲げる額の半額（その額に 100 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てた額）とし、第 3 子以降を零とする。
- 7 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が第 3 階層から第 4-2 階層までのいずれかに認定されたひとり親世帯等である場合において、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする者であって、当該教育・保育給付認定保護者に監護され、若しくは監護されていたもの又は当該教育・保育給付認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属が複数人いるときの利用者負担額は、第 2 子以降を零とする。
- 8 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が第 4-2 階層に認定されたその他世

帯又は第 4-3 階層以上であると認定された世帯である場合において当該世帯に次に掲げる小学校就学前子どもが複数人いるときの利用者負担額は、当該小学校就学前子どものうち 2 人目を利用者負担額の欄に掲げる額の半額（その額に 100 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てた額）とし、3 人目以降を零とする。

(1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども

- ア 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。）
- イ 幼稚園（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたものを除く。）
- ウ 特別支援学校（学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校をいい、同法第 76 条第 2 項に規定する幼稚部に限る。）
- エ 保育所（児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいい、認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたものを除く。）

(2) 地域型保育又は特例保育を受ける小学校就学前子ども

- (3) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であって同法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども
- (4) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援又は同条第 5 項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども
- (5) 児童福祉法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども

（湖西市立保育所条例の一部改正）

第 4 条 湖西市立保育所条例（昭和 31 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」を「湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例」に改め、同条第 3 項第 2 号中「1,000 円」を「1,250

円」に改める。

(湖西市立幼稚園保育料徴収条例の廃止)

第 5 条 湖西市立幼稚園保育料徴収条例（平成 27 年湖西市条例第 14 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の経過措置)

2 第 3 条の規定による改正後の湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、令和元年 10 月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年 9 月までの月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

(湖西市立保育所条例の経過措置)

3 第 4 条の規定による改正後の湖西市立保育所条例の規定は、令和元年 10 月以後の月分の同条例第 3 条第 1 項に規定する利用者負担額及び同条第 3 項第 2 号に規定する一時預かり保育料について適用し、同年 9 月までの月分の利用者負担額及び一時預かり保育料については、なお従前の例による。

(湖西市立幼稚園保育料徴収条例の経過措置)

4 この条例の施行前に第 5 条の規定による廃止前の湖西市立幼稚園保育徴収条例の規定より納付すべき保育料に関しては、同条例の規定は、この条例の施行後も、なお、その効力を有する。

議案第 59 号

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 39 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項を次のように改める。

4 削除	
------	--

別表第 1 の 7 の項を削る。

別表第 2 の 1 の項及び 2 の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表 4 の項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、同表 10 の項を次のように改める。

10 削除		
-------	--	--

別表第3の4の項を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の1の項、2の項及び4の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の7の項を削る改正規定及び別表第3の4の項を削る改正規定 令和元年10月1日
- (3) 別表第1の4の項の改正規定及び別表第2の10の項の改正規定 令和2年4月1日

議案第 60 号

湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

湖西市印鑑条例（昭和 51 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市印鑑条例の一部を改正する条例

湖西市印鑑条例（昭和 51 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 81 号」の次に「。第 6 号第 1 項第 4 号において「法」という。」を加え、「本市の」を「、本市が備える」に改め、同条第 2 項中「に掲げる」を「の各号のいずれかに該当する」に改める。

第 3 条中「印鑑登録申請書に」の次に「登録を受けようとする」を加える。

第 4 条第 1 項中「あつた」を「あった」に改め、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 5 条第 2 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加える。

第6条中「印鑑登録原票」を「第4条第1項の印鑑登録原票」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合にあっては氏名及び当該通称）
- (5) 出生の年月日

第6条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第8号中「（外国人住民が住民票の備考欄に記録されている当該氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合に限る。）」を「が記載されている場合にあっては、その氏名の片仮名表記」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とし、同条に次の1項を加える。

2 印鑑登録原票のうち前項各号に掲げる事項については、磁気ディスクをもって調製することができる。

第8条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第10条第2項中「あつた」を「あった」に改め、同条第3項中「あつた」を「あった」に、「これ」を「かつ、印鑑登録証」に改める。

第11条第1項中「、次に掲げる事項について」を削り、「を作成し、これに」を「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものを用紙に出力したものを含む。）について」に改め、「証明する」の次に「ものとし、あわせて次に掲げる事項を記載する」を加え、同項第1号を削り、同項第2号中「外国人住民」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民」に、「が記録されている場合にあっては、氏名及び」を「の記載がされている場合にあっては氏名及び当該」に改め、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 出生の年月日

第11条第1項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、同項第6号中「記録されている」を削り、「（外国人住民が住民票の備考欄に記録されている当該氏名

の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けた場合に限る。) 」を「が記録されている場合にあっては、当該氏名の片仮名表記」に改め、同号を同項第4号とする。

第14条第2項中「あつた」を「あった」に改め、同条第3項中「知つた」を「知った」に改める。

第15条第1項中「いずれかの事由が生じたとき」を「各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項第1号中「とき」の次に「(戸籍法(昭和22年法律第224号)第102条第1項の規定による国籍取得の届出又は同法第102条の2の規定による帰化の届出による場合を除く。)」を加え、同項第3号中「氏名」の次に「(外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。)」を加え、同項第6号中「知つた」を「知った」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 61 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項の規定に

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 2 項の規定により申し出る場合は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第 18 条第

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 2 項の規定により申し出る場合は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確

2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。

基づく認定申請の項中

認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

を

に改め、同表建築物

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく変更認定申請

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定により準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。

の項中

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。

2 変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「計画」という。)に係る建築物に関し同条第3項各号に掲

を

に改める。

げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。)に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

3 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく認定申請の項の規定を適用して算定する。

別表第4の2の項(2)中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例中、別表第3の改正規定は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から、別表第4の改正規定は令和元年10月1日から施行する。

議案第 62 号

新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館 条例の一部を改正する条例制定について

新居関所史料館条例（平成 22 年湖西市条例第 16 号）及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例（平成 22 年湖西市条例第 17 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館 条例の一部を改正する条例

（新居関所史料館条例の一部改正）

第 1 条 新居関所史料館条例（平成 22 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 7 号中「その他教育委員会」を「前各号に掲げるもののほか、教育委員会」に改める。

第 5 条の見出しを「（開館時間）」に改め、同条中「開閉時間」を「開館時間」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

第 6 条ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

第 7 条第 1 項中「入館の際に」を削り、「を納付しなければ」を「、共通入館料

又は年間パスポート料を前納しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これらを後納することができる。

第7条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に、「認めた」を「認める」に改める。

第10条第1項中「教育委員会」を「市」に改め、同条第2項ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条第3項中「の賠償額」を「本文の規定による賠償の額」に改める。

第13条中「委員」を「運営委員会の委員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		金額	
		大人	小人
入館料	個人	400円	150円
	団体	320円	100円
共通入館料	個人	500円	200円
年間パスポート料	個人	1,000円	500円

備考

- 1 金額はいずれも、1人1回についての金額とする。
- 2 小人とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 大人とは、小人以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。
- 4 団体とは、20人以上のものをいう。
- 5 共通入館料を納付した者は、史料館のほか新居宿旅籠紀伊国屋資料館に1回入館することができる。
- 6 年間パスポート料を納付した者は、年間パスポート料を納付した日から1年間、史料館及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館に入館することができる。

（新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の一部改正）

第2条 新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例（平成22年湖西市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「その他教育委員会」を「前3号に掲げるもののほか、教育委員会」に改める。

第5条の見出しを「（開館時間）」に改め、同条中「開閉時間」を「開館時間」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に改める。

第6条中「認めた」を「認める」に改める。

第7条第1項中「入館の際に」を削り、「を納付しなければ」を「、共通入館料又は年間パスポート料を前納しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これらを後納することができる。

第7条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に、「認めた」を「認める」に改める。

第9条第1項ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条第2項中「の賠償額」を「本文の規定による賠償の額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		金額	
		大人	小人
入館料	個人	210 円	100 円
	団体	150 円	50 円
共通入館料	個人	500 円	200 円
年間パスポート料	個人	1,000 円	500 円

備考

- 1 金額はいずれも、1人1回についての金額とする。
- 2 小人とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 大人とは、小人以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。
- 4 団体とは、20人以上のものをいう。
- 5 共通入館料を納付した者は、旅籠資料館のほか新居関所史料館に1回入館することができる。
- 6 年間パスポート料を納付した者は、年間パスポート料を納付した日から1

年間、旅籠資料館及び新居関所史料館に入館することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中新居関所史料館条例第4条から第6条まで、第7条第2項及び第3項、第10条並びに第13条の改正規定並びに第2条中新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例第4条から第6条まで、第7条第2項及び第3項並びに第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

第 47 条に次の 1 項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 3 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 8 条の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 3 項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5 年」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加え、同項第 5 号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 65 号

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年湖西市条例第 25 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年湖西市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「当り」を「当たり」に改める。

第 14 条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3 パーセント」を「1 パーセント」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第 14 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するも

のとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還又は半年賦償還」を「、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第13条第1項」を「第14条第1項」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市給水条例の一部を改正する条例

湖西市給水条例（平成 10 年湖西市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項及び第 5 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

第 17 条第 1 項ただし書並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 26 条中「1 に」を「いずれかに」に改める。

第 31 条の表中

給水装置工事事業者指定	1 件につき 10,000 円	を
給水装置工事事業者指定の更新	1 件につき 10,000 円	

に改める。

第36条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第37条から第39条までの規定中「1に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 67 号

湖西市水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格
に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格に関する条例（平成 24 年湖西市条例第 35 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格
に関する条例の一部を改正する条例

湖西市水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格に関する条例（平成 24 年湖西市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 4 条中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 68 号

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例等の一部を改正する条例制定について

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 8 号）等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例等の一部を改正する条例

（湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第 1 条 湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年湖西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（団員の種類及び定員）」に改め、同条を同条第 4 項とし、同条に第 1 項から第 3 項までとして次の 3 項を加える。

団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

- 2 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。
- 3 機能別団員は、市長が定める特定の消防団活動に従事する団員とする。

第 3 条中「市長の」を「、市長の」に改め、同条第 1 号中「又は勤務する」を「勤務し、又は通学する」に改める。

第4条中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に、「、又は」を「又は」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「前条各号（第3号を除く。）」を「前条第1号又は第3号」に改める。

第6条中「1に」を「いずれかに」に、「免職する」を「免職をする」に改める。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員には、次により報酬を支給する。

団長 年額 82,500円

副団長 年額 69,000円

分団長 年額 50,500円

副分団長 年額 45,500円

部長 年額 37,000円

班長 年額 37,000円

団員（基本団員に限る。） 年額 36,500円

団員（機能別団員に限る。） 年額 10,000円

機関員 年額 4,560円 各分団、自動車ポンプ1台につき5人、可搬ポンプ1台につき2人以内とし、他の報酬と併給する。

（湖西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第2条 湖西市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年湖西市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表本部長、分団長及び副分団長の項中「本部長、分団長」を「分団長」に改める。

（湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第3条 湖西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年湖西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「本部長及び分団長」を「分団長」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第3条から第6条までの改正規定は、公布の日から施行する。

令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）

令和元年度湖西市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 110,595 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,417,863 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	2,452,560	5,269	2,457,829
	2 国庫補助金	647,742	5,269	653,011
15	県支出金	1,162,517	10,169	1,172,686
	2 県補助金	285,762	10,169	295,931
18	繰入金	1,208,448	42,870	1,251,318
	1 基金繰入金	1,208,434	△4,004	1,204,430
	2 特別会計繰入金	14	46,874	46,888
20	諸収入	348,396	18,987	367,383
	6 雑入	193,687	18,987	212,674
21	市債	1,287,300	33,300	1,320,600
	1 市債	1,287,300	33,300	1,320,600
	歳 入 合 計	21,307,268	110,595	21,417,863

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,364,056	10,703	2,374,759
	1 総務管理費	1,832,599	10,703	1,843,302
3	民生費	6,350,493	18,749	6,369,242
	1 社会福祉費	3,086,778	11,224	3,098,002
	2 児童福祉費	2,938,783	3,543	2,942,326
	3 生活保護費	324,597	3,982	328,579
6	農林水産業費	194,768	2,000	196,768
	1 農業費	184,362	2,000	186,362
8	土木費	3,008,166	39,145	3,047,311
	2 道路橋梁費	777,983	39,145	817,128
9	消防費	1,127,436	20,638	1,148,074
	1 消防費	1,127,436	20,638	1,148,074
10	教育費	2,328,937	19,360	2,348,297
	1 教育総務費	474,994	2,162	477,156
	4 幼稚園費	734,788	17,198	751,986
歳 出 合 計		21,307,268	110,595	21,417,863

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	変更前			変更後			償還の方法
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	
道路整備事業	207,800	証書等 借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	231,000	証書等 借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
地震対策事業	40,000			50,100			

議案第 70 号

令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 1 号）

令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,360 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,696,360 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（元号の表示）

第 2 条 平成 31 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算の元号の表示については、令和とする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	繰越金	50,000	10,360	60,360
	1 繰越金	50,000	10,360	60,360
	歳 入 合 計	5,686,000	10,360	5,696,360

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	諸支出金	35,515	10,360	45,875
	2 繰出金	1	10,360	10,361
	歳 出 合 計	5,686,000	10,360	5,696,360

議案第 71 号

令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88,313 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,324,929 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（元号の表示）

第 2 条 平成 31 年度湖西市介護保険事業特別会計予算の元号の表示については、令和とする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	2	88,313	88,315
	1 繰越金	2	88,313	88,315
歳 入 合 計		4,236,616	88,313	4,324,929

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	1,212	88,313	89,525
	1 償還金及び還付加算金	1,211	52,598	53,809
	2 繰出金	1	35,715	35,716
歳 出 合 計		4,236,616	88,313	4,324,929

議案第 72 号

令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 1 号）

令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 799 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 673,639 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（元号の表示）

第 2 条 平成 31 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算の元号の表示については、令和とする。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰越金	1	645	646
	1 繰越金	1	645	646
5	諸収入	1,052	154	1,206
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,050	154	1,204
	歳 入 合 計	672,840	799	673,639

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	諸支出金	1,062	799	1,861
	2 繰出金	12	799	811
	歳 出 合 計	672,840	799	673,639

議案第 73 号

平成 30 年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度湖西市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 74 号

平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 75 号

平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 76 号

平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 77 号

平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度湖西市公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 78 号

平成 30 年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び
決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度湖西市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 30 年度湖西市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 79 号

平成 30 年度湖西市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度湖西市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 2 日提出

湖西市長 影 山 剛 士